

平成30年度 境港市地域公共交通会議 議事録

1. 日 時 平成30年5月25日（金）14時00分～15時00分
2. 場 所 境港市役所 第3会議室
3. 出席者 別紙のとおり
4. 内 容

(1) 報告事項 市民生活バスの現状について、事務局より説明 資料1

事務局： （資料に従って説明）
（意見等なし）

(2) 議事① 水木しげるロード一方通行化区間の運行について 資料2

事務局： （資料に従って説明）

会 長： 水木しげるロードの工事が始まり、現在の迂回経路を通るようになった。市民の皆さんもこの経路に慣れたこともあり、一時はそのままの経路を正式採用しようとしたが、一方で鬼太郎のラッピングが施されたバスが観光客に人気であることから、水木しげるロード内を走らせるべきではないかという考えもあり、再検討することになったということによいか。

事務局： （会長の発言に対して頷く。）

委 員： 本件に関しては、以前から境港警察署も相談を受けている。警察としては、観光客の誘致も大切だが、やはり市民の安全が第一であると考えている。バスを通すことで事故リスクが高まることは繰り返し説明しているところである。

警察としては、危険が伴うことから、水木しげるロード内のバス運行は行わず、現在の迂回経路を採用してはどうかという意見である。

委 員： バスが他の道を通っているときの反応は分からないが、水木しげるロードを訪れた観光客からは好感を持つ声が多いことから、出来れば通すべきだと考える。

委 員： 現在、一般車両は通っているのか。

事務局： 一方通行であり、バスに限らず一般車両の通行も可能である。

また、観光シーズンになると多くの観光客が訪れる場所であり、バスの運行にあたっては、市が責任を持ち、運転手ともしっかりと調整のうえ、細心の注意をはらって安全運行に努めていきたいと考えている。

会 長： 警察の担当の方から、何かあれば。

警察担当者： ラッピングバスが通ることにより反響があるという話も聞くが、一方、繁忙期で観光客が多い時期になると危険があるということで交通規制がかかり、バスが迂回せざるを得ない状況となる。つまり、観光客は見る事が出来ない。

また、歩道が広がり縁石も低く、車道が狭くなっているため、歩行者が車道を横断しやすい状態となる。車幅の広いバスが当該区間を運行すると、停車するバスの側方を他車が追い越すという場面で、視界が悪い中、歩行者の車道横断とタイミングが重なり事故が起きやすくなるということが容易に想像できる。

バスを停める位置については、車道が狭くなっているところは避けてもらわなければならない。また、リニューアル後の道路形状は概ね緩やかなカーブを設けられているが、その部分でバスを停車させると側方を他車が通りづらい状況となるため、後続車はバスが動くまで待つしかなくなり、苦情が増えかねないと懸念される。

警察としては、安全性と利用者の利便性（繁忙期に迂回運行に伴うバス停の変更が生じず、常に一定の場所でバスに乗車できる）を理由に現在の迂回経路を採用した方がよいという意見である。

事務局： 繁忙期については、水木しげるロードを歩行者天国にしており、迂回運行を行っている。そのことは地元住民も認識している。

また、水木しげるロード内でバスを運行することの危険性に関して、警察署から繰り返し言われているが、本市としても運転手に細心の注意をはらって運行に努めてもらうよう考えているので、理解していただきたい。

委 員： 危険性の話に関して、市内部で共有されているか。

事務局： 内部での情報共有は出来ている。

会 長： 建設部長、道路管理者の立場として意見をいただきたい。

建設部長： 一方通行とした関係上、車道幅員はこれまで7メートルだったところ5メートルまで縮小している。5メートルという幅員は、バスが停車していても横をゆっくりの速度で追い越しは出来ると考えている。

車両の速度を落とさせるがために車道幅員を縮小しているので、これも加味して検討していただきたい。

会 長： 水木しげるロードが観光目的で整備されており、観光客に喜んでもらうため、見てもらうためのラッピングバスである一方、警察が言うように危険

があつてはならないということも事実である。

本件に関しては、この場で決定せず、委員の皆さんから意見をもらい、それらを加味して事務局と警察でしっかり話し合いを進めて欲しいと思うが。

委員： バスを通すという提案であるため、バスが停車するスペースは既に設けてあるのか。(資料2の) 写真③が停車帯なのか。

建設部長： 写真③の場所は、荷捌き場として設けているものであり、バス停を意識して設けたものではない。

委員： そうするとバス停を設けようとしているところは、5メートル幅でまっすぐなのか。

建設部長： 蛇行した形状で整備されている。

委員： バスを停めるための設計はしていないということか。

建設部長： その通りである。

委員： 個人的には、バスは水木しげるロードではなく、県道を通って欲しい。しかし、観光客はそれを目当てに訪れている。

車道幅員が5メートルと言われたが、後続車は十分に追い越しができる幅員である。運転手のモラルによるところでもあるが、常識的にはゆっくり走行するものだ。

警察が言うことはもっともなことであるが、境港は観光都市としてやってきている。なるべくなら観光客に見てもらえる、喜んでもらえることを念頭に考えてもらえばよいと思う。

委員： 繁忙期は当然に人が多いことは分かるが、通常の交通量はどの程度か。また、一方通行化した後の交通量はどれくらいを考えているか。これらも参考に決定してはどうかと考える。繁忙期は別の話だと思う。

事務局： リニューアル後の交通量に関する推計は行っていないが、観光客は周辺の駐車場を利用し、ロード内は歩くものと想定している。

委員： バスを通したことによる利用者がどれくらいいるかということと、観光振興にどの程度の効果が期待できるか。これらと危険性ということを天秤にかけなければならないと考えるが。

事務局： 水木しげるロード内の利用者数は把握できていないが、観光客の利用もある。また、クルーズ船の寄港時には、外国人観光客の利用もある。このような状況である。

委員： 観光客が車でどのくらい通るかということについては、しっかりとした根

扱はないが、あまり通らないようだ。むしろ商店街の人など、関係者がよく走っているかもしれない。

事務局： 繁忙期には、観光客は周辺の駐車場に車を止めており、水木しげるロード内を走る県外ナンバーは、あまり見かけない。先ほど、委員が言われたように関係者の車が多いという状況である。

会 長： 他に意見はあるか。

(その他、意見等なし)

会 長： 観光振興はもちろんであるが、警察署が言う危険性ということも非常に重要なことであると思うので、各委員の意見も踏まえ、事務局から警察署にしっかりと協議して欲しいと思う。

本件に関しては、状況に変化等あれば委員に文書等で報告する。

(3) 議事② 中浜地区の地元要望に係るバス停新設について 資料3

事務局： (資料に従って説明)

委 員： 当審議会において、2年連続で発言しているが、可能なところからバス停の風除けや雨避けを設置した方がよいのではないかと。

本件について、バス停の設置予定地が自治会の土地であると説明があったが、このようなところであれば設置が可能ではないか。そのような考えはあるか。

この前、進捗状況を確認したところ、平成30年度はバス停に設置する椅子だけの予算は確保したということだった。設置場所も決まっていないと。一向に具体的に進んでいないと思うが、考えを聞きたい。

事務局： バス停の利用環境の改善について、全部で240か所あるバス停の調査を実施した。そのうち、上屋があるバス停が25か所、椅子があるバス停が35か所であった。

本市としては、利用環境の改善の第一歩として今年度試行的にベンチを設置したいと考えている。また、設置予定の場所も選定済みである。

上屋については、地元自治会からの要望があれば、速やかに協議の場を設けていきたいと考えている。上屋は、設置費用が1基100万円くらいすることから、他の手段も含めて検討するなど、地元自治会と協力して設置できる場所はしていきたい。

委 員： 方針は分かった。考えているだけで、実行が伴っていない。

事務局： 悪天候のなか、バスを待っている高齢者の姿を見ると何とかしたいという

想いはある。バス停の近くに風除けが出来る場所などあればよいが。場所が確保できるか、利用頻度はどうかなど、個々のバス停についてより深い調査を実施したいと考えている。

委員： 調査は実施したはずだ。

事務局： より詳細な調査を行っていきたい。

会長： スピード感を持って実施してください。

委員： 委員が言っているのは、美保町の話か。それとも全体の話か。

委員： 全体の話である。本件に関して、バス停の設置予定地が自治会の土地という説明があったため、それであれば、すぐに設置が可能なのではないかと考えた。そのようなことを考えて進めてもらっているかということと言いたかった。

会長： 場所によって、雨避けなどを設置する土地が確保できないところはやむを得ないが、自治会の土地など、設置が可能のところについては、調査だけに終わらず、設置をして欲しいということである。

委員： 市有地もある。

会長： 事務局は検討で終わらず、迅速な行動をお願いしたい。その他に意見はないか。

(その他、意見等なし)

会長： 本件について、承認される方の拍手を求める。

(委員全員、拍手)

会長： 全会一致で本件は原案通り、承認された。

(4) 議事③ 市民バスにおける新制度の導入について 資料4

事務局： (資料に従って説明)

会長： 議事③は、4つの項目となっているので、分けて議論したいと思う。まず始めに定期券の導入とこれに伴う回数券の一部廃止について、意見はないか。

委員： 回数券の廃止に関して。今年に入って、市内では交通死亡事故は発生していないが、米子市では発生した。今年、米子市での死亡事故を含めて、県下で死亡事故が8件8名、うち高齢者で亡くなられた方が5名。さらに高齢者の方が単独を含め、運転されていたケースが3件。

警察の方でも高齢者の運転免許証の自主返納というのが交通安全上、非常に有効な手段と考えており、境港市では運転免許証の自主返納を促すた

め、自主返納者に対してはまる一ふバスの回数券を交付するという非常に良い施策を実施してもらっているが、回数券の廃止は当該制度に支障を来さないか。

事務局：本市では、運転免許証の自主返納者に対して回数券5千円券を2冊、バス利用回数にして120回分に相当する回数券を交付している。5千円券は廃止となるが、代わりに1千円券を11冊、121回分に相当する回数券を交付することとしている。

委員：自主返納に関しては、警察や市役所から各自治会には情報が行き届いているか。このような制度があることを、高齢者は把握しているのか。

委員：皆さん、知っていると思う。

委員：色々なものに掲載されている。かなり宣伝している。

委員：それにしても、利用者が少なく感じる。

委員：タクシーの方ではあまり聞かないので、果たして当該制度が浸透しているか疑問に思ったため。

委員：警察でもチラシを署で配架したり、交通安全講習などに出向いた際には制度の紹介を行っている。ただし、運転免許証を返すということになると、高齢者から利便性を取り上げることになるので、そこを補う制度を皆さんの協力を得て実施したい。民間企業でも協力してくれているところもあるようだ。

委員：チラシやステッカーなど制度が分かるものがあれば、タクシー車内に設置して制度の周知に協力させてもらいたいと思う。そのようなものがあれば良いと思う。

会長：自主返納の実績について、事務局で資料はないか。

事務局：昨年度の自主返納者は96名で、それぞれに120回分の回数券を交付した。

会長：自主返納制度は徐々に、確実に浸透していていると思う。その他、定期券について意見はないか。

委員：自主返納者に対する回数券の配布とか、定期券の導入とか、料金面の優遇によってバス利用に移行してもらおう、これも一つの施策だと思う。

この前、ことぶきクラブで団体移動しようと、男女のグループがそれぞれ空港を絡む経路で移動したらしい。結果、女性は正しく行き着いたようだが、男性は全てとんでもないところに行ってしまったようだ。

空港など、メイン・生活2コースの右回り、左回りの計4つのバスが停車

する場所では、高齢者が乗るべきバスに正しく乗車することは難しい。だから、それを補うために講習などをして欲しいという依頼があった。

正確にバスを利用しようと思うと、利用頻度が多い人は別として、大きなバス時刻表を常に持ち歩かなければならない。そんなことは不可能なので、バス停に行けば容易に正しいバスに乗車できるようなサインなどを作って欲しい、そのような要望を受けた。

事務局： 確かに空港など、バス停の表示が入り混じっており、分かりづらいと思うので改善する。また、10月から定期券を導入するので、制度の周知などを目的に各所へ出向き、説明することで皆さんに利用してもらいやすい環境を作っていきたいと考えている。

委員： 定期券を使おうと思うけど、どう使ったらよいか。正しいバスに乗れるか否かは、それ以前の話であり、私でも迷うと思う。

会長： 他に定期券と回数券の廃止に関する意見はないか。
(その他、意見等なし)

会長： 次に一日乗車券について、意見等ないか。

委員： いいのではないか。

委員： 観光ガイドをやっており、観光客からバスの時間を聞かれる。水産物直売センターなどに行って、その後に夢みなとタワーに行ってみると言われるので、1日に3回くらいバスを利用しているようだから、その点は良いと思う。

委員： ちなみに、はまる一ふバスは臨時で運行することはあるのか。例えば、クルーズ船が寄港したときに外国人が乗車して、地元の人が乗れないというような状況だったと愚痴を聞いたことがある。
そのようなときに臨時バスが運行されれば、市民にとってよいのではないかと感じた。

事務局： 先月の大型クルーズ船の寄港時には、他の公共交通機関が満員のために乗れなかったお客さんがはまる一ふバスを利用したことがあった。クルーズ船が寄港したときの二次交通は、大きな課題となっている。これに関してはしっかりと検証したいと考えている。

会長： 他に一日乗車券に関する意見はないか。
(その他、意見等なし)

会長： 次に障がい者割引について、意見等ないか。

委員： はまる一ふバスの運行受託者だが、定期券や一日乗車券を車内販売すると

いう話を受けている。運転手の負担が大きくなるので、実施までのところで、詳細を協議させてもらいたいと思っている。

事務局： 定期券等の発行によって運転手への負担がかかったり、運行の遅延に繋がらないよう、可能な限り手続きの簡素化を図りたいと考えている。

委員： 障がい者割引について、割引の根拠となる障がい者手帳を運転手の目視だけで行うと、周りから不正を疑われた場合に証拠を示すことが出来ないため、何か証拠を残すような方法を考えなければならないと思っている。

委員： 参考までに。我々運輸局ではタクシーなどを所管しており、タクシーでも同じような制度があるが、その際は手帳の名前や番号を控えてはいけないことになっており、運転手はその場の判断で適用の可否を決定する。

委員： 運転手は、障がい者手帳を目視で確認して、割引適用の定期券を渡すしかない。何も証拠が残らず、本当に割引対象者だったか否か。それを完全に信用してもらってよいものなのか、疑問に感じている。

会長： そのような疑問が払拭されるよう、事務局とバス運行受託者でしっかりと協議して欲しい。その他、意見等はないか。

(その他、意見等なし)

会長： 本件について、承認される方の拍手を求める。

(委員全員、拍手)

会長： 全会一致で本件は原案通り、承認された。

以上